令和７年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定　募集要領

「令和７年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定」（以下、「本協定」）について、締結希望者を募集いたします。締結を希望される方は以下の基本協定締結説明書により　技術資料の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

公募日　令和７年２月３日

担当官等

担当官

中国地方整備局　岡山国道事務所長　樋口　恒一郎

岡山県岡山市北区富町２丁目１９－１２

１．協定概要

（１）協 定 名　令和７年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定

（２）活動場所　岡山国道事務所管内の、①岡山地区（岡山維持出張所管内(注１)）、②玉島地区（玉島維持出張所管内(注１)）、③津山地区（津山出張所管内(注１)）【別図－１参照】における災害応急対策活動等への協力を原則とする。

（注１）令和７年４月１日時点の出張所管理区間とする

（３）活動内容　岡山国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。

（４）協定期間　令和７年４月１日　～　令和９年３月３１日

（５）出動要請　基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付又は随時認定の申請受付において「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「法面処理工事」として申請していること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続

開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、令和７年３月２１日時点において令和７・８年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「法面処理工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする。

ただし、令和７年３月２１日時点において令和７・８年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「法面処理工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、当該認定を受けた時点において協定締結可能とする。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去１５年間（平成21年度以降）において、岡山県内における工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS)」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル　ニー四（２)、(３)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　１級又は２級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士

・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木)、森林部門（森林土木)、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)）の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（７）　公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　岡山県内における建設業法の許可を有する本店・支店・営業所のいずれかがあること。

（９）　本協定期間に岡山国道事務所が発注する維持（保守）工事を受注している者については、当該維持（保守）　工事の範囲以外での活動を原則とする。

３．本協定締結者の決定方法

（１）本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行います。なお、協定は２地区まで重複して締結することができます。

（２）重複して希望が有った地区は、希望順位の高い者を優先します。

４．担当部局（問い合わせ先）

〒７００－８５３９　岡山県岡山市北区富町２丁目１９－１２

国土交通省中国地方整備局　岡山国道事務所　管理第二課

ＴＥＬ　０８６－２１４－２４７３（ダイヤルイン）

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②２．応募資格（２）を確認する資料

③過去の施工実績【別記様式２】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④技術者の資格【別記様式３】

⑤２．応募資格（８）を確認する資料【任意様式】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の位置（該当する条件を確認できる距離の記入含む）を記入し提出願います。

⑥担当地区希望調査票【別紙－１】

※本協定は２地区まで重複して締結することができます。複数の地区において協定を希望される方は、希望優先順位を記載願います。

⑦災害時に確保可能な建設資機材等　調査票【別紙－２】

⑧災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む）調査表

【別紙－３】

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：令和７年２月６日（木）から令和７年２月１７日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：令和７年２月６日（木）から令和７年２月１７日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、令和７年２月１７日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場　　所：国土交通省中国地方整備局　岡山国道事務所
１階掲示板（経理課前）

（５）その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書は返却しません。

④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めません。

⑤本協定締結後に会社名を岡山国道事務所のホームページで公表予定である。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和○○年○○月○○日

担当官

中国地方整備局

岡山国道事務所長　樋口　恒一郎　殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和７年２月３日付けで募集のありました「令和７年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める確認資料

２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める過去の施工実績を記載した書面

３　基本協定締結説明書５．(1)④に定める技術者の資格等を記載した書面

４　基本協定締結説明書５．(1)⑤に定める確認資料（距離確認するための地図等）
※任意様式

５　基本協定締結説明書５．(1)⑥別紙－１『担当区域希望調査票』

６　基本協定締結説明書５．(1)⑦別紙－２『災害時に確保可能な建設資機材等調査票』

７　基本協定締結説明書５．(1)⑧別紙－３『災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む）調査表』

問い合わせ先

担当者　：　中国　太郎

部　署　：　○○本店　○○部　○○課

電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）

ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　期	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。
・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格　等

会社名：

【記入例】

技術者の氏名（フリガナ）		技術者　○○　○○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学○○学科○○年卒業
法令等による資格・免許		1級土木施工管理技士 （取得年月日及び登録番号）
貴社に在席される技術者数 (参考)	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	○名
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	○名
	その他	

・記載する技術者名は代表者を記載してください。

貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

コメント欄

（甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

別紙－１　『担当地区希望調査票』

協定締結を希望される地区について、順位を記載願います。なお、地区については、別図－１『道路災害応急対策担当区域図』を参照願います。

地区名	希望される順位
岡山地区	第２希望　※記載例
玉島地区	第１希望　※記載例
津山地区	

※複数箇所希望される場合は、２．（８）の条件を満たす必要があります。

■災害時に確保可能な建設資機材等　調査票

会社名：

資機材置き場の位置				
①	②	③	④	⑤

確保可能労務者				
職種名	平日、昼間（人）	夜間（人）	休日（人）	所　属

保有機械			
機種名	規格	台数	置場

保有資材			
資材名	規格	数量	置場

記入例

■災害時に確保可能な建設資機材等　調査票

会社名：

資機材置き場の位置				
①	②	③	④	⑤
○○市△▲ ※番地まで全て記載して下さい。	○○市△▲	○○市△▲	○○市△▲	○○市△▲
国道○号まで◇km	国道○号まで◇km	国道○号まで◇km	国道○号まで◇km	国道○号まで◇km

確保可能労務者				
職種名	平日、昼間（人）	夜間（人）	休日（人）	所　属
土木一般世話役				(株)○○組　○○営業所
土木一般世話役				(株)○○工務店　○○支社
特殊作業員				(株)○○組　○○営業所
普通作業員				(株)○○組　○○営業所
運転手（特殊）				(株)○○組　○○営業所
運転手（普通）				(株)○○組　○○営業所
交通整理員				(株)○○警備　○○支社

保有機械			
機種名	規格	台数	置場
ダンプトラック	10t		①
〃	10t		①
〃	4t		①
〃	3t	1	①
バックホウ	後方小旋回　0.1㎥（平積み）	1	①
〃	0.45㎥（平積み）		②
〃	0.8㎥（平積み）		②
〃	0.25㎥（平積み）		②
ユニック車	2.0t積（吊り装置2t吊）	1	①
〃	4.0t積（吊り装置2t吊）	1	①
振動ローラ	搭乗式　自重3t		③
〃	ハンドガイド式　自重0.6t		③
トレーラー	25t積		③
〃	40t積		③
タイヤショベル	1.3㎥		③
舗装用小機械	ﾋﾞﾌﾞﾛﾌﾟﾚｰﾄ	1	①
発電機	2～60kVA　ガソリン駆動	2	①
空気圧縮機	25～50PS		①
水中ポンプ	口径50mm　揚程10m		①
〃	口径100mm　揚程10m		①

保有資材			
資材名	規格	数量	置場
油処理材	ACライト（10kg/袋）	30袋	①
油吸着マット		100枚	①
凍結防止剤	塩化カルシウム（25kg/袋）	20袋	①
常温合材	全天候型　（30kg/袋）	30袋	①
ブルーシート	10m×10m	10枚	①
カラーコーン	赤色点滅灯	50本	①
コーンバー		50本	①
灯光器	2灯　500W	2	①

■災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む） 調査表

近年多発している大規模災害に伴い、発注者が保有している災害対策用機械を支援派遣するケースが多くなっており、被災現地作業を災害応急対策活動等に関する基本協定を結んでいる者に協力をいただいているところです。
ついては、下記の災害対策用機械について支援派遣可能な人員が確保できるか回答をお願いします。

貸与機械の運転手（作業を含む）の確保					
機械名	規格	必要な免許の種類	確保の有無	人数	所属
散水車	6,500L 給水装置 植樹散水装置付	大型免許			
路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ式 2.0m3 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ 2G	大型免許			
側溝清掃車	4.5m3級 ﾛｰﾀﾘﾌﾞﾛﾜ式	大型免許			
排水管清掃車	5,800L ｼﾞｪｯﾄ式	大型免許			
工事標識車	大型LED標識　追突緩衝装置付	中型免許			
凍結防止剤散布車	4t級　湿潤式　標識付	中型免許			
除雪トラック	7t 4×4 VP付	大型免許			
除雪グレーダ	4.0m級 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ自動制御	大型特殊免許			

【記載例】

貸与機械の運転手（作業を含む）の確保					
機械名	規格	必要な免許の種類	確保の有無	人数	所属
散水車	6,500L 給水装置 植樹散水装置付	大型免許	○	３人	（株）○○組　○○営業所
路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ式 2.0m3 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ 2G	大型免許	×	３人	（株）○○組　○○営業所
側溝清掃車	4.5m3級 ﾛｰﾀﾘﾌﾞﾛﾜ式	大型免許	×		
排水管清掃車	5,800L ｼﾞｪｯﾄ式	大型免許	×		
工事標識車	大型LED標識　追突緩衝装置付	中型免許	×		
凍結防止剤散布車	4t級　湿潤式　標識付	中型免許	×		
除雪トラック	7t 4×4 VP付	大型免許	×		
除雪グレーダ	4.0m級 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ自動制御	大型特殊免許	×		

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の資格・施工実績関係

□ 令和７・８年度一般競争参加資格の申請を確認できる資料　→必須提出

□ 過去の施工実績（別記様式２）　→必須提出

□ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出

□ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

代表技術者の資格・経験

□ 資格を証明する書面の写し（別記様式３）　→必須提出

□ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

（健康保険被保険者証、監理技術者証等）　→必須提出

技術資料

□ 基本協定締結説明書５．(1)⑤に定める確認資料

（距離確認するための地図（距離記入）※任意様式　→必須提出

□ 別紙－１　『担当地区希望調査票』　→必須提出

□ 別紙－２　『災害時に確保可能な建設資機材等　調査票』　→必須提出

□ 別紙－３　『災害時に派遣可能な貸与機械の運転手（作業を含む）調査表』

→必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図―1道路災害応急対策担当区域図（令和7年4月1日時点）

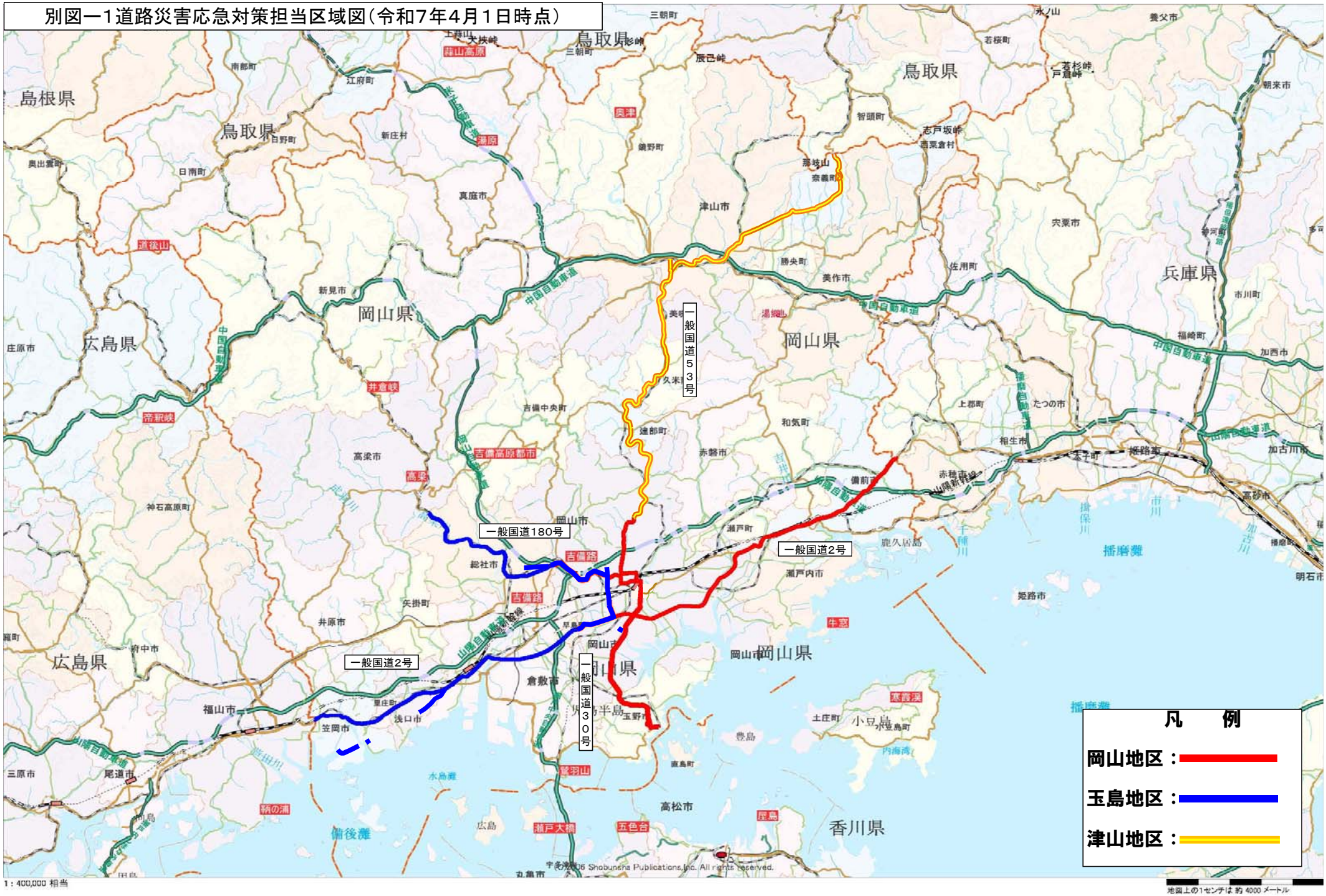

令和７年度道路等災害応急対策活動等に関する工事の基本協定（案）

（目的）
第１条　本協定は、地震、津波、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省岡山国道事務所長　樋口　恒一郎（以下、「甲」という。）が管理する一般国道２号、３０号、５３号、１８０号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一般国道２号、３０号、５３号、１８０号沿線に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社〇〇建設代表取締役社長　〇〇　〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「道路等災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）
第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一般国道２号、３０号、５３号、１８０号のうち〇〇出張所、〇〇出張所において管理する地区（以下、「実施地区」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）
第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施地区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。
　また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第７６条の６（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）
第４条　乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
２．甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）
第５条　甲が所有する建設資機材等を必要に応じて乙に提供するものとする。

（出動の要請）
第６条　甲は、乙に対し、第２条の実施地区で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
２．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
３．甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。（①岡山地区（岡山維持出張所）、②玉島地区（玉島維持出張所）、③津山地区（津山出張所））

（活動の実施）
第７条　乙は、第６条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。
２．活動の直接の指示は、岡山国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
３．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
４．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（以下、「運用の手引き」という。)」により行うものとする。
５．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）
第８条　乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）
第９条　甲は、乙に第６条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）
第10条　乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。
２．甲は、本活動の実施地区を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）
第11条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）
第12条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第９条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）
第13条　甲は、第12条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第９条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）
第14条　本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
　なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（損害の負担）
第15条　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼし

たとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第16条　本協定の有効期限は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（その他）

第17条　本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

令和７年３月２１日

甲　　国土交通省　中国地方整備局

岡山国道事務所長　樋　口　　恒　一　郎

乙　　株式会社○○建設

代表取締役社長　　○　○　　○　○